

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年3月まで

私は、昭和45年7月にA社を退職したが、子供が病気がちだったため、妻が間もなく市役所で私の国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。保険料については、その後、妻が、郵便局か銀行、もしくは市役所の窓口で納付していた。

年金記録問題が起こってから、再度、年金記録を確認したところ、私の国民年金の記録に不審な点があり、何度も社会保険事務所（当時）に足を運んだが、ねんきん特別便に対しても、詳細に回答したものの、申立期間について、納得のできる回答がもらえなかった。

納付期間が申立期間の後の4か月間だけとは考え難いので、未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が加入手続を行った時点は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から、昭和45年9月ごろと推認され、申立内容と一致しており、申立内容の信^{びょう}憑性は高い上、このころに加入手続を行いながら、現年度納付が可能な申立期間の9か月の保険料を納付しないまま、翌年度から納付が開始されたとするのは不自然である。

また、申立人の国民年金被保険者原票によると、申立人の国民年金被保険者資格の取得日が、厚生年金保険の被保険者期間中である昭和45年3月1日とされている上、45年3月分の保険料が納付された記録（平成20年9月に還付）となっていることを踏まえると、申立人の納付記録については、適正に管理されていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで

私の亡夫は、昭和54年3月にA社を退職し、自営業を始めた。夫の国民年金への加入手続及び保険料の納付については、私がすべて行っていた。

保険料を納付する際は、夫婦二人分の保険料を必ず一緒に納付していたので、夫の保険料のみ納付していないとは考えられない。また、夫の事業は順調で、国民年金保険料を納付するのに、経済的な問題は無く、届いた納付書により間違いなく保険料を納付していた。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行って以降、申立期間及び死亡した月の前月を除いて、保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の妻についても、加入手続を行って以降、保険料をすべて納付しており、申立人及びその妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の妻は、夫婦二人分の保険料を必ず一緒に金融機関で納付していたとしているところ、申立期間について、申立人の妻は納付済期間である上、収納年月日が確認できる申立期間以降、申立人が死亡する前月までの期間について、申立人とその妻の収納日はほぼ同日であることが確認でき、申立内容の信^{びょう}憑性は高い。

さらに、オンライン記録によると、申立人及びその妻に対して、昭和60年

9月7日付けで、過年度納付書が発行されていることが確認でき、その時点で、申立人の未納期間は申立期間のみであることから、申立期間に係る納付書と推認でき、納付意識の高い申立人の妻が、送付されてきた過年度納付書により、申立期間（3か月）の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月及び同年2月

私は、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料領収書を持っており、それを持って平成20年5月以降、社会保険事務所（当時）に何度も出向いたが、昭和48年1月と2月分は還付したとの回答で、聞くたびに還付金額も異なっていた。一体、いつ誰あてにどのような方法で還付したのか。私は間違い無く保険料は納付しているし、何の書類も無しで還付されるはずもなく、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収書により、申立人は、申立期間を含む昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料を同年3月26日に銀行で納付していることが確認できる。

また、市が保管する申立人に係る被保険者名簿によると、昭和48年3月26日に、さかのぼった同年1月1日付けで任意加入の届出を受け付け、後日、任意加入年月日が届出日の同年3月26日に訂正されているものの、申立人が所持する国民年金手帳の資格取得日は訂正されず、同年1月1日に任意加入したままとなっていることから、行政側の事務処理が適正に行われていないことがうかがえる。

さらに、市が保管する申立人に係る国民年金台帳によると、申立期間の保険料を還付したとする記録が確認できるものの、市が保管する申立人に係る被保険者名簿には還付した旨の表示は確認できない上、市の当時の還付整理簿は保管されておらず、申立期間に係る保険料の還付が行われたか否かは確認できない。

加えて、社会保険事務所（当時）によると、申立期間の国民年金保険料については、上記の状況から還付したものと考えられるとしているものの、同事務所が保管する還付整理簿には申立人の氏名は見当たらず、申立期間の保険料を

どのような方法により還付したのか不明であるとしており、申立人に対して申立期間の国民年金保険料が還付されたことが確認できない。したがって、申立人が、申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、制度上任意加入となる要件を欠き、資格記録の訂正を行っていることを理由として、この期間の被保険者資格と保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から38年3月まで

私の年金記録によると、結婚前の期間に相当する昭和36年4月から38年3月までの2年間は未納期間とされている。

しかし、私の妻が、昭和38年10月ごろ、妻の退職に伴いA町（現在は、B市）の役場で夫婦二人について国民年金への加入手続を行った際、その当時、私に関して過去の未納期間とされた期間のうち、申立期間の21か月について、1か月の保険料額が100円であったことから、手元に所持していたお金で、合計2,100円の保険料をさかのぼって一括納付した。納付の際、領収書も受け取っていたが、処分してしまったようだ。この際の納付について、妻は明瞭に記憶している。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「昭和38年10月ごろ、自身の退職に伴い、A町役場で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った際、夫の保険料が未納であった期間のうち、申立期間の21か月について、1か月の保険料額が100円であったことから、合計2,100円の保険料をさかのぼって一括納付した。」と主張しているところ、申立人の所持する国民年金手帳によると、その発行日は38年10月8日と記載されており、この時点に加入手続が行われたものと考えられ、申立人の妻が加入手続を行ったとする時期と一致している上、記憶している保険料月額も当時の保険料額と一致しており、申立人の妻の主張の信憑性は高い。

また、上記のとおり、申立人の加入手続が行われたと考えられる時点において、申立期間の保険料を過年度納付することは可能である上、B市によると、

当時、A町役場では、過年度納付の申出があった場合には、過年度納付書を発行していたとしている。

さらに、申立人の国民年金手帳によると、昭和36年6月の印紙検認記録欄に「届出前消滅」と記載されており、申立期間について過年度納付の申出があったことから、その際、それ以前の期間については過年度納付ができないことを明示するために当該記載が行われた可能性がうかがえ、翌月の同年7月を始期とする申立期間について、過年度納付書が発行されたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から同年9月までの期間及び44年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から同年9月まで
② 昭和44年4月から45年3月まで

私は、昭和35年10月ごろ、市役所で妻と一緒に国民年金に加入した。申立期間当時は、夫婦で店を営んでおり、保険料については、店舗兼自宅を訪れる集金人に必ず妻と一緒に二人分の保険料を納付していた。

ねんきん特別便が届き、申立期間の保険料が未納となっていることを知ったが、必ず二人分の保険料を納付していたので、妻が保険料を納付しているのに私だけ保険料を納付していないことは考えられない。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年10月ごろ、国民年金の加入手続を夫婦で一緒に行い、保険料については、それぞれが60歳になるまで、必ず妻と二人分を納付し、特に申立期間については、店舗兼自宅を訪れる集金人に納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、35年10月に連番で払い出されていることが確認できる。また、オンライン記録によると、申立人及びその妻の納付記録は、申立期間①及び②を除き、36年4月以降、それぞれが60歳になるまで、納付済期間が一致している上、市が保管する収滞納一覧表によると、納付日が確認できる昭和48年度及び49年度については、納付日も一致していることから、必ず妻と二人分の保険料を納付したとする申立人の主張の信憑^{びよう}性は高く、妻が納付済みとなっている申立人の申立期間①及び②についても、保険料が納付されていたと考えるのが自然である。

また、申立期間②については、申立人の妻の国民年金被保険者原票によると、「未納」から「納付済み」に訂正されていることを踏まえると（訂正時期も不明）、申立人及びその妻の納付記録について適正な管理がなされていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫厚生年金 事案 1614

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成12年10月から14年9月までの期間を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月12日から18年9月1日まで

私は、平成3年8月12日から21年3月31日までA社に勤務していたが、3年8月から18年8月までの期間に係る年金記録の標準報酬月額は、同期間の給与支給額と相違している。給与明細書が残っている期間だけでも記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、平成3年8月から6年11月までの期間、7年4月、同年7月及び同年8月、9年10月、同年12月、10年7月、11年8月から同年12月までの期間、15年10月、16年3月、18年1月並びに同年6月については、申立人は給与明細書等を所持していないため、保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額が不明であり、オンライン記録と相違があるか否かの判断ができない。

また、平成6年12月から11年7月までの期間（上記の給与明細書等が無

い期間を除く。)については、申立人が提出した給与明細書により確認できる保険料控除額及び報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又はそれ以下であり、特例法による保険給付の対象には当たらないことから、あっせんは行わない。

- 3 平成12年1月から18年8月までの期間(上記の給与明細書等が無い期間を除く。)については、事業主が提出した賃金台帳及び元同僚の証言から、申立人は、厚生年金保険料の事業主負担分を申立人の給与から控除することについて容認していたと判断できるため、被保険者負担分の厚生年金保険料額は給与から控除されている厚生年金保険料額の2分の1と認められる。

当該期間のうち、平成12年1月から同年9月までの期間及び14年10月から18年8月までの期間については、当該保険料控除額のうち被保険者負担分に基づく標準報酬月額(報酬月額に基づく標準報酬月額より低い。)が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又はそれ以下であり、特例法による保険給付の対象には当たらないことから、あっせんは行わない。

一方、平成12年10月から14年9月までの期間については、当該保険料控除額のうち被保険者負担分に基づく標準報酬月額(報酬月額に基づく標準報酬月額より低い。)は18万円であり、オンライン記録の標準報酬月額の17万円を超えるため、当該期間の標準報酬月額の記録を、18万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付を履行していないことを認めているため、社会保険事務所(当時)は、当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和27年4月1日から28年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録（28年3月1日）を27年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年2月25日から24年7月1日まで
② 昭和24年11月1日から25年1月5日まで
③ 昭和25年7月10日から同年9月1日まで
④ 昭和26年8月31日から28年3月1日まで

A社で昭和21年2月から28年3月まで働いたが、申立期間①から④については、厚生年金保険被保険者記録が見当たらないとの回答があった。実際に働いており、厚生年金保険にも加入していたはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④については、A社で昭和27年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した給与計算等の事務担当者が、「自分が正社員として入社したとき（27年5月）には、申立人がB職（正社員）として既に勤務していたことを覚えている。申立人は1年ほど後に退職するまでの間、病気等で長期休暇や欠勤したことは無かったと思う。また、当該事業所では、正社員を全員、厚生年金保険に加入させていたので、申立人についても、給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」と証言している。

また、別のB職（申立人と同職種）は、「申立人は、自分より早く入社したベテランの職員だった。A社は、昭和26年8月末に火事に遭い、仕事ができない状態になったので、事業主を除く他の従業員（申立人を含む。）と

共に一時退社した。私は、27年4月ごろに再び前述の従業員達と一緒に当該事業所に戻ったが、そのころ申立人も復職したように記憶している。正社員は、全員、厚生年金保険に加入していたはずで、保険料を惜しんで加入しない人がいるという話は聞いたことが無い。自分が当該事業所で勤めた期間については、すべて厚生年金保険の被保険者記録が残っている。」と証言しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、26年8月31日に9人が被保険者資格を喪失し、27年4月1日に8人が再取得しており、上記の証言とほぼ合致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人は、A社が火災の後に操業を再開し、複数の従業員が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和27年4月1日に、当該事業所に再入社したと考えられ、申立期間④のうち、同日から28年3月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和28年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、申立てに係る事業所が現存せず、元事業主も既に死亡し、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間④のうち、昭和26年8月31日から27年4月1日までの期間については、A社が26年8月末の火事で全焼し、操業不能になったため、事業主を除く全員が退社し、27年4月の操業再開までの間、従業員はいなかったことが認められる。

このほか、申立人が当該期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④のうち、昭和26年8月31日から27年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間①及び②について、申立人は、A社において勤務していたと主張しているが、オンライン記録により、申立人は、その間の期間（昭和24年7月1日から同年11月1日まで）に別の事業所（C社）において、厚生年金保険被保険者となっていることが確認できるところ、A社の元従業員（B

職)が、「私は、23年2月下旬に起きたA社の火事の後、25年1月に同社に復職するまでの間、申立人とC社で働いていた。」と証言しているほか、別の元従業員二人も、「23年2月下旬のA社の火事の後、申立人はC社で勤務していた。」と証言している。

しかし、申立人がC社で勤務していた期間については具体的な証言を得ることはできず、申立期間①及び②において、申立人がA社で勤務したとの証言も得られないことから、当該期間について申立人が勤務していた事業所を特定することができない。

また、申立期間③について、A社の元従業員の一人は、「時期は覚えていないが、申立人は、勤めが時々途切れた記憶がある。」と証言している上、当該事業所は現存せず、申立人が記憶する元同僚及び元上司も既に死亡していることから、申立人が当該期間において当該事業所で勤務していたことをうかがわせる証言等を得ることができず、申立人の当該期間における勤務実態が確認できない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①、②及び③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成11年10月から12年11月までを34万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち平成16年11月30日に係る標準賞与額については、100万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、平成15年6月、同年11月、16年6月、17年11月、18年6月に支給された賞与において、15年6月27日は80万円、同年11月18日は150万円、16年6月28日は100万円、17年11月30日は150万円、18年6月28日は100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月1日から19年2月28日まで
② 平成15年6月から18年6月まで

私がA社で勤務した期間(申立期間①)における標準報酬月額は、実際の報酬に見合っていない。また、賞与(申立期間②)については、毎年2回支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険事務所(当時)への届出が行われていない時がある。調査の上、支払った保険料が年金記録に反映されるよう、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成11年10月から12年11月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書で確認できる保険料控除額から、オンライン記録上の32万円を34万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間②のうち平成16年11月30日に係る標準賞与額については、申立人が所持する給与明細書で確認できる保険料控除額及び賞与額（それぞれに基づく標準賞与額は同額）から、オンライン記録上の82万9,000円を100万円に訂正することが妥当である。

加えて、申立期間②のうち、平成15年6月、同年11月、16年6月、17年11月、18年6月に支給された賞与については、オンライン記録に標準賞与額の記録は確認できないが、申立人が所持する給与明細書で確認できる保険料控除額又は賞与額から、申立人は、15年6月27日は80万円、同年11月28日は150万円、16年6月28日は100万円、17年11月30日は150万円、18年6月28日は100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主に賞与から控除されたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を上記のとおり訂正することが妥当である。

なお、申立人が主張する標準報酬月額及び標準賞与額に見合う保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行していないことを認めているため、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額及び標準賞与額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成11年10月から12年11月までを除く期間に係る標準報酬月額、及び申立期間②のうち、17年6月、18年11月に係る賞与については、申立人が所持する給与明細書及び賞与明細書により確認できる標準報酬月額及び標準賞与額と、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び標準賞与額が一致することから、当該期間の標準報酬月額及び標準賞与額を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和33年3月3日にD社（現在は、B社）に入社して以降、平成3年5月31日に退職するまでの間、継続勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する社員台帳及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はD社（その後、A社）に昭和33年3月3日から平成3年5月31日までの間、継続して勤務し（昭和52年4月1日にA社C支店から同社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店に係る昭和52年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付を確認できる当時の資料が残っていないため不明であるとしているが、事業主が申立人に係る資格喪失届を昭和52年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と記録することは考え難いことから、事業主が同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料についての納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が平成9年8月1日、資格喪失日が19年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成9年8月1日にA社に入社し、現在も継続勤務しているが、19年3月の記録が無い。事業所が誤って資格喪失日を同年3月31日として届け出たことが原因で、既に事業所から訂正届が出されているが、時効により年金額に反映されないということなので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成9年8月1日、資格喪失日が19年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、B社が保管する給与支給台帳から、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給台帳から、18万円と

することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が平成12年4月1日、資格喪失日が19年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成12年4月1日にA社に入社し、19年3月31日まで勤務したが、資格喪失日が19年3月31日になっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成12年4月1日、資格喪失日が19年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、B社が保管する給与支給台帳から、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給台帳から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が平成12年9月19日、資格喪失日が19年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成12年9月19日にA社に入社し、現在も継続勤務しているが、19年3月の記録が無い。事業所が誤って資格喪失日を同年3月31日として届け出たことが原因で、既に事業所から訂正届が出されているが、時効により年金額に反映されないということなので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成12年9月19日、資格喪失日が19年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、B社が保管する給与支給台帳から、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給台帳から、17万円と

することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が平成14年7月16日、資格喪失日が19年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成14年7月16日にA社に入社し、現在も継続勤務しているが、19年3月の記録が無い。事業所が誤って資格喪失日を同年3月31日として届け出ていたことが原因で、既に事業所から訂正届が出されているが、時効により年金額に反映されないということなので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成14年7月16日、資格喪失日が19年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、B社が保管する給与支給台帳から、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給台帳から、16万円と

することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が平成18年10月1日、資格喪失日が19年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成18年10月1日にA社に入社し、現在も継続勤務しているが、19年3月の記録が無い。事業所が誤って資格喪失日を同年3月31日として届け出ていたことが原因で、既に事業所から訂正届が出されているが、時効により年金額に反映されないということなので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成18年10月1日、資格喪失日が19年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、B社が保管する給与支給台帳から、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給台帳から、17万円と

することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年6月から同年8月までの期間及び15年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年6月から同年8月まで
② 平成15年6月から同年9月まで

私は、勤務していた会社を退職後、国民年金保険料を納付するようにとの通知を受けて、それぞれ居住地のA市役所及びB市役所で、加入手続を行った。納付書が送られてきたため、そのとおりに保険料を納付した。保険料を納付したにもかかわらず、納付記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A市が管理する国民年金の電算記録によると、申立人が同市において国民年金に加入した記録は無く、また、申立期間②について、B市が管理する申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人が平成15年10月31日に第3号被保険者資格を取得したとする届出が、社会保険事務所(当時)に提出された旨の記録は確認できるものの、当該届出以外に、申立人が同市において国民年金に加入した記録は無く、申立期間①及び②については、申立時点において未加入期間(ただし、申立期間②については、22年3月2日付けで第3号被保険者期間に訂正されている。)とされているオンライン記録と一致していることから、当該期間について、納付書が発行されたものとは考え難い。

また、オンライン記録によると、申立人に対して、社会保険事務所から国民年金への加入勧奨が行われていることは確認できるものの、申立期間①及び②は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録管理の信

頼性は高いものと考えられ、市町村が異なる申立期間①及び②のいずれの記録にも過誤があったとは考え難く、ほかに当該期間について、納付書が発行され、保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から9年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から9年1月まで

私は、申立期間当時は学生で、実家のあるA市を離れB市に居住していた。私が20歳を迎えた平成5年*月ごろ、同市役所から国民年金の加入案内のダイレクトメールが届き、その後に市の職員が加入勧奨に来た。同市役所の窓口で加入手続を行った後、市から納付書が送られてきたので、当時、1か月1万円ぐらいの保険料を、市役所の窓口や銀行で納付していた。

平成8年にB市からA市に戻り、同市で国民年金の手続を行った際、B市の国民年金記録の確認に時間がかかると説明を受け、同市で年金手帳の交付を受けていたが、A市で新しい年金手帳が交付された。

平成11年7月に、B市役所から、電話で同市の年金記録を確認したと連絡を受けたので、同市の年金記録は統合されたものと思っていたが、年金記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされており、納付できないので私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年*月ごろ、B市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、同市において申立人の国民年金加入記録は確認できない上、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号がA市において9年1月22日付けで付番されていることが確認でき、行政機関において、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、B市からA市に転入し国民年金の手続を行った際、B市で交付された年金手帳を所持しているにもかかわらず、新たな年金手帳が交付されたとしているが、A市によると、既に国民年金の被保険者として国民年金手

帳記号番号が払い出されている者が他市町村から転入してきた場合、A市で新たに同手帳記号番号を払い出すことは無いとしている。

さらに、オンライン記録、B市及びA市のいずれの電算記録においても、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付は確認できない上、仮に、オンライン記録に一度収録された国民年金保険料の納付の記録が、その後に取り消された場合、その取消しに係る情報が記録されるどころ、申立人のオンライン記録にその取消しの記録は確認できない。

加えて、口頭意見陳述において申立人が持参した手帳の記載内容をもって、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとまでは判断し難い上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、領収書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付したものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から46年3月まで

私は、昭和43年4月に社会人となったが、薄給だったので親の医療保険に入れてもらい、国民年金にも加入していなかった。46年11月に結婚したが、当時、私は社会保険の適用が無い会社に勤務していた。そこで、私の妻は、新婚旅行後の46年11月*日にA市役所に婚姻届を提出した際、国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。

しばらくして、国民年金保険料の特例納付の制度により、過去の未納の保険料をさかのぼって納付できることとなった。妻は、集金人に、「未納期間があるので、すべてさかのぼって納めるように。」と、半ば強制的に説得され、申立期間の保険料を、昭和47年中に2回から3回に分けて金融機関で納付した。

さかのぼって納付したはずの保険料が、年金記録上、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る同手帳記号番号は、申立人が結婚する前の昭和46年4月19日にB市役所で払い出されており、申立人の国民年金への加入手続は、同市役所で行われたことが確認できるが、このことは、「妻が、46年11月*日に、A市役所に婚姻届を提出した際、国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。」とする申立人の主張と符合しない。

また、申立人は、「妻は、申立期間の国民年金保険料について、集金人に特例納付するようにと半ば強制的に説得され、昭和47年中に2回から3回に分けて金融機関で納付した。」と主張しているが、市役所によると、「第1回特例納付においては、高齢任意加入の被保険者を中心に個別に納付勧奨していた。

申立人のように、当時 20 代の被保険者に対しては、その後も保険料の納付を継続していれば 60 歳までに国民年金の受給資格を満たせることから、通常は、過年度納付や特例納付について納付勧奨しない。」としている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人は、納付日や納付金額についての具体的な記憶も無く、当時の納付状況等が不明であるとともに、申立期間の保険料を特例納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から41年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から41年11月まで

私は、昭和39年10月に結婚し、入籍の手続を市役所で行った際、窓口で、国民年金に加入しなければ将来年金が受給できないと案内されたことから、国民年金への加入手続を行った。その後、保険料については、1、2か月に1度の頻度で自宅を訪れる女性の集金人に納付し、年金手帳に収入印紙のようなものを貼っていたことを記憶している。

現在、年金手帳は紛失しているが、確かに保険料を納付しているので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和39年10月に結婚し、入籍の手続を市役所で行った際、窓口で、国民年金に加入しなければ将来年金が受給できないと案内されたことから、国民年金への加入手続を行った。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、41年12月に払い出されている上、国民年金被保険者原票及び市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人が同年12月8日、新規に任意加入し、被保険者資格を取得した旨の記録が確認でき、この時点で加入手続が行われたものと推認され、制度上、任意加入である申立人が申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない。また、39年10月ごろに、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

私は親に20万円を貸していたが、弟の嫁が10万円の利息を付けて30万円にして返済してくれた。私はそのお金で、洗濯機とオルガンを購入し、それまで納付していなかった国民年金保険料を全部まとめて市役所で納付し、残った15万円を郵便局の口座に昭和40年11月*日に入金した。そのことが郵便局の通帳に記録されている。

最近、ねんきん特別便が自宅に届き、申立期間が未納とされていることを知った。未納とされている申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年ごろに、申立期間の保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているが、このころには特例納付の受付は実施されていないこと（第1回特例納付の実施時期は45年7月から47年6月まで）から、申立期間（36か月）の保険料を一括して納付することは、制度上困難である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年7月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、申立人が申立期間の保険料をさかのぼって納付したと主張している40年ごろにおいては、申立人は、国民年金の被保険者として取り扱われていなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から39年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から39年5月まで

私は、昭和38年ごろ、A市に住んでいた時、A市役所から配布された国民年金へ加入することを勧奨する資料を見て、また、母親から「行政のやることだから安心だし、若い時に保険料を納付し、年をとってから年金を受給できると安心だから加入しておくように。」と勧められたこともあって、国民年金の加入手続を行い、保険料については、自宅近くの郵便局から振り込んでいたように思う。

さらに、私は昭和39年5月に結婚したが、その時、母親が「この領収書は年金を受け取るまで大切に保管しておくように。」と領収書とベージュ色の年金手帳を届けてくれたことを鮮明に覚えている。その年金手帳と領収証については、平成19年1月に年金を受給し始めた後、1年半ほどは保管していたが、もう必要ないだろうと処分してしまった。なお、昭和48年から納付を開始したベージュ色の年金手帳については、現在も手元に保管している。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年ごろに国民年金への加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、48年1月に払い出されている上、申立人が所持する年金手帳によると、i) 初めて被保険者となった日が48年2月26日である旨の記載、ii) 「国民年金の記録(1)」欄において、申立人の48年2月26日からの被保険者種別は任意加入被保険者である旨の記載が確認できることから、この時点で任意加入被保険者として加入手続が行われたものと推認され、制度上、任意加入である申立人は申立期間の保険料をさかのぼって納付することができない。また、申立

人が、38 年ごろに加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から8年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から8年1月まで
60歳になった時、市役所の年金担当者から65歳まで保険料を納付することができると勧められたため、納付期間を延長しようと思い、平成6年から11年まで納付した。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳に達した平成6年*月に、直ちに市役所で国民年金の任意加入手続きを行い、65歳まで保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳（昭和48年6月発行）の資格得喪欄によると、申立人が60歳に到達した日の翌日の平成6年*月*日に第1号被保険者資格を喪失し、8年2月14日、任意加入により再取得した旨の記録が確認でき、オンライン記録と一致することから、申立人は、この時点で被保険者資格を再取得し、保険料の納付を開始したものと考えられる上、任意加入である申立人は申立期間の保険料をさかのぼって納付することができない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から62年3月まで

私は、昭和62年3月ごろ、役場から電話で国民年金保険料が5年ほど納められていないので、21万円ほどを持って来るようにと言われ、すぐ役場の会計に納めました。その2、3日後、納付されていたので、返金するから受け取りに来るように言われ、役場の会計で返金されたのに、未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年*月で60歳に到達しており、当時の制度では、60歳以降は、国民年金に任意加入できなかつたため、申立期間のうち、57年11月から、制度が変更される前の61年3月までは、国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和62年4月1日に国民年金に任意加入していることが確認できるが、国民年金の任意加入被保険者が、さかのぼって国民年金に加入し、国民年金保険料を納付することは、制度上困難である。

さらに、還付整理簿によると、申立人は、昭和36年4月から40年6月までの期間の国民年金保険料を、55年6月ごろに第3回特例納付により20万4,000円納付した後、誤納であったとして同年8月8日に還付されていることが確認できることから、申立人の主張する21万円ほどの納付及び還付の記憶は、このことであつたものと推認される上、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情

は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月及び同年9月

私の父親は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続をして、平成5年4月にA社に就職するまで、国民年金保険料を納付してくれていた。

平成8年8月にA社を退職し、同年10月にB社に就職するまでの2か月間についても、父親が私の国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付してくれていたのに、年金記録では、未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

市役所が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、平成5年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、それまで加入していた付加年金についても同日に脱退を申し出た記録となっており、その後、再度、国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できない。したがって、申立期間は国民年金の未加入期間であり、市役所が申立人に対し、申立期間に係る国民年金保険料の納付書を発行したとは考え難いことから、申立人は、当該保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人の父親は、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す資料として、平成8年分の給与所得の源泉徴収票の写しを提出しているが、市役所に照会し、申立人の父親の給与月額を把握した上で、源泉徴収票に記載されている「社会保険料等の金額」の内訳を試算したところ、当該社会保険料等の中には、申立人の国民年金保険料は含まれていないことが推認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年6月まで

私は、昭和37年に結婚し、その嫁ぎ先は自営業を営んでおり、多人数の家族で生活していた。家に国民年金の集金人が来ていたので、老後を考えたときに不安になり、何度も義父に頼み込んでやっと国民年金に加入することができた。数年間は義父に保険料を納めてもらい、その後は私が夫婦の保険料を納めたのに、私が結婚した後の3年以上もの期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年5月に結婚し、A市に転入後しばらくして義父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は42年3月ごろに払い出されており、市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、申立期間の直後の40年7月から42年3月までの期間の国民年金保険料が同年9月12日に過年度納付されていることが確認できることから、同年9月時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できなかった期間である。

また、申立人には、申立期間の国民年金保険料を納付したことについての具体的な記憶は無く、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私の夫が公務員であったため、私は国民年金には加入していなかったが、昭和62年4月に夫が他界し、今後の生活のことを考えた上でA市役所のB支所で加入手続を行った。その際に職員から「保険料は2年間さかのぼって納付することができ、さかのぼって保険料を納付するとその分だけ年金額が増額される。」という旨の説明を受け、60年4月から62年3月までの2年間分の保険料の納付書を発行してもらい納付した。

年金記録を確認したところ、国民年金の資格取得日が昭和61年4月1日で、同月以後が保険料納付済期間とされていたが、62年4月に2年間さかのぼって保険料を納めたのは間違い無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和62年4月に払い出されており、このころに申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認できるところ、オンライン記録によると、申立人の資格取得日が61年4月1日と記録され、同月以後の国民年金保険料が納付済みであることは確認できるが、申立期間は未加入期間である。また、申立人の夫は、申立人と婚姻した33年8月以前からC共済組合法に定める組合員であり、59年7月に退職した時点では、同共済組合法に基づく退職共済年金の受給資格期間満了者であるところ、61年3月31日までの旧国民年金法では、被用者年金制度の被保険者の配偶者及び同制度の老齢又は退職年金給付受給資格期間満了者の配偶者は、国民年金の任意加入の対象者とされていたため、申立人は、制度上、申立期間までさかのぼって任意加入し、保険料を納付することができないことから、

申立人に対し、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されていなかったものと推認される。

また、A市によると、国民年金の加入手続に当たっては、配偶者の公的年金記録を確認した上で被保険者資格を取得させており、申立人の場合、その夫の年金記録から、昭和61年3月31日以前は国民年金の任意加入の対象者であることが確認できていたと推認されるため、同日以前にさかのぼって資格取得させることは考えられず、資格取得日前の期間を含む国民年金保険料の納付書を作成することも無いとしている。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から50年3月まで

私は、夫が始めた店を手伝うために、それまで勤めていた会社を昭和48年の年末に退職した。その後、自宅で不注意から夫婦とも火傷を負ったが、その当時二人とも国民健康保険に加入しておらず、治療費を全額負担したことがきっかけで、49年の夏ごろに市役所において国民健康保険の加入手続を行った。その際、市役所の窓口職員から「厚生年金保険に加入していないのであれば、国民年金に加入した方がいいですよ。」と教えられ、案内に従って国民年金の加入手続を行い、保険料については、私が夫の分と一緒に納付してきた。

ところが、ねんきん特別便によると、私達夫婦の年金記録に未納期間があるとされている。保険料を納付していたことを証明できる資料は、震災後の引越時時に処分し、何も残していないが、記録が途切れていることはありえない。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年9月に夫婦連番で払い出されている上、申立人及びその夫の国民年金被保険者原票によると、50年4月から51年3月までの期間の保険料を53年2月に、51年4月から52年3月までの保険料を53年3月に、夫婦ともそれぞれ過年度納付していることが確認できることから、52年9月ごろに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間となる。また、49年ごろに申立人が加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から50年3月まで

私達夫婦は、私が会社を退職した昭和48年9月から店を経営している。その後、自宅で不注意から夫婦とも火傷を負ったが、その当時二人とも国民健康保険に加入しておらず、治療費を全額負担したことがきっかけで、私の妻が49年の夏ごろに市役所において国民健康保険の加入手続を行った。その際、市役所の窓口職員から「厚生年金保険に加入していないのであれば、国民年金に加入した方がいいですよ。」と教えられ、案内に従って国民年金の加入手続を行い、保険料については、私の妻が、妻の分と一緒に納付してきた。

ところが、ねんきん特別便によると、私達夫婦の年金記録に未納期間があるとされている。保険料を納付していたことを証明できる資料は、震災後の引越し時に処分し、何も残していないが、記録が途切れていることはありえない。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年9月に夫婦連番で払い出されている上、申立人及びその妻の国民年金被保険者原票によると、50年4月から51年3月までの期間の保険料を53年2月に、51年4月から52年3月までの保険料を53年3月に、夫婦ともそれぞれ過年度納付していることが確認できることから、52年9月ごろに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間となる。また、49年ごろに申立人の妻が加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 2 月 21 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 50 年 12 月 30 日から 54 年 12 月 30 日まで
③ 昭和 55 年 3 月 31 日から平成 5 年 11 月 30 日まで

私は、A社に昭和 45 年 3 月に入社し、47 年 8 月ごろ退社した後、B社に入社し、2 か月前後の見習期間を経て正社員として採用された。同社で 7 年間勤めた後、C社に入社し、同社が倒産した平成 5 年ごろまで勤務した。申立期間には、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、いずれも厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の記録によると、申立人は昭和 45 年 3 月 23 日にA社で被保険者資格を取得し、47 年 2 月 20 日に離職していることが確認でき、当該記録は、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録と一致している上、元同僚からは、申立人の当該期間当時の勤務実態についての証言を得ることができない。

また、A社の現在の担当者は、「当社が保管する昭和 47 年 8 月 1 日現在の『健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書』及び同年 8 月発行の『D工場組合員名簿』のいずれにも申立人の氏名が確認できない。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に係る記録を確認すると、資格喪失日は昭和 47 年 2 月 21 日とされている上、備考欄には、健康保険被保険者証が返却されたことを意味する「証返」の押印がある。

2 申立期間②については、雇用保険の記録によると、申立人は昭和 49 年 4

月1日にB社で被保険者資格を取得し、50年12月28日に離職していることが確認でき、当該記録は、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録とおおむね一致している。

また、B社の元事業主は、「時期は不明であるが、景気が悪くなってからは従業員を厚生年金保険に加入させないこともあった。」としているところ、同社に係る厚生年金保険被保険者増減表により、昭和48年4月に26人であった同社の被保険者数は、52年6月には7人に減少していることが確認できる（申立人が被保険者資格を喪失した50年12月30日には、ほかに3人が資格を喪失している。）。

さらに、B社の元事業主は、「申立人は当社で勤務していたものの、自分でE社という個人事業所を興し、下請として働いていた。支払いはそのE社に対して行っており、申立人は個人事業主として、自分で国民年金に加入していたはずである。」と証言しており、元同僚の一人は、「私は、B社で勤務していたが、途中から個人事業主になったため厚生年金保険には入らず、自分で国民年金に加入する手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。」と証言している。

- 3 申立期間③については、元同僚の証言から、申立人がC社で勤務していたことは推認できるものの、雇用保険の記録も無く、申立人の勤務期間を特定できない。

また、C社の元事業主は、「申立人はE社という下請会社を作り、職人を何人か使って当社で仕事をしていた。」としており、申立人も同様の供述をしているところ、C社の設立に関わった元同僚は、「C社では、下請会社の従業員は、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

さらに、申立人については、申立期間③の途中の昭和60年4月2日から、現在に至るまで国民健康保険に加入していることが確認できる。

- 4 このほか、申立人が、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月31日から29年3月31日まで

私は、昭和27年4月から29年3月末日ごろまでA社（現在は、B社）で勤務し、業務に奔走していたことを記憶しているため、記録が欠落していることに納得できない。よろしく調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社において勤務していたと主張している。

しかしながら、B社によると、当時の資料は保管しておらず、申立人の在籍及び厚生年金保険の加入状況等は不明であるとしている上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和18年4月1日から、申立期間の直後の29年4月1日までの間に当該事業所で被保険者資格を有する46人を把握し、このうち所在が確認できた4人に申立人の在籍及び厚生年金保険の加入状況について照会し、その全員から回答があったものの、申立人が申立期間において在籍し、厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

また、申立人が、A社を退職後に勤務したと供述しているC社の閉鎖登記簿謄本によると、昭和28年7月*日の設立時において、申立人は同社の取締役であったことが確認できる上、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により同年7月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる二人のうちの一人は、「申立人と同職種に従事し、一緒に勤務していた13人の同僚の氏名を記憶しているが、申立人に関しては記憶に無い。」と証言しており、別の一人は、「申立人のことは知っているが、当該事業所で一緒に勤務した記憶は無い。」と証言している。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立人に係る厚生年金保険被保険

者台帳（旧台帳）及びオンライン記録と一致する昭和 27 年 4 月 10 日から同年 8 月 31 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録については確認できるものの、申立期間において申立人の氏名の記載は確認できない上、整理番号の欠番等は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

私は、昭和 45 年 3 月から A 社に勤務しており、同年 12 月ごろに出産のため退職した。

在職中は自分の健康保険証を使っており、夫の扶養家族にはなっていなかった。厚生年金保険にも加入していたはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 社に勤務していたと主張しているが、オンライン記録により、当該事業所で厚生年金保険の加入記録を有する 21 人を把握し、全員に対し文書照会を行ったところ、回答があった 12 人全員が申立人のことを記憶しておらず、申立人自身も、「事業主や他の事務員の氏名を全く記憶していない。」としており、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A 社は、昭和 38 年 5 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所となり、43 年 5 月 24 日に適用事業所でなくなっていることから、申立期間については当該事業所は適用事業所でないことが確認できる。

さらに、回答があった上記の 12 人のうち、A 社の新規適用日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、適用事業所でなくなった日に資格喪失している元従業員の一は、「昭和 45 年 4 月まで当該事業所に勤務していたが、従業員が減ってきた 43 年 5 月ごろからは給与から厚生年金保険料を控除されなくなった。」と証言している。

加えて、A 社の当時の事業主は既に亡くなっており、申立期間当時の状況を聴取できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 5 日から 39 年 5 月 1 日まで

私はA社に昭和 38 年 4 月 5 日に入社し、雇用保険被保険者資格取得確認等通知書には、被保険者となった年月日が同日と記入されているので、この時に厚生年金保険被保険者資格の取得手続も行われているはずである。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員記録及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間の始期である昭和 38 年 4 月 5 日から同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社の厚生年金保険の新規適用日は昭和 39 年 5 月 1 日であり、申立期間は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であること、また、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票並びに同社が保管する健康保険厚生年金保険資格確認及び標準報酬決定通知書によると、同社の厚生年金保険の新規適用日である昭和 39 年 5 月 1 日に、申立人のほか 4 人が被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となったときに被保険者資格を取得した元従業員に対し文書照会を行ったところ、回答があった 9 人が、「昭和 39 年 5 月 1 日（新規適用日）より前に、給与から厚生年金保険料を控除されていたと聞いたことは無い。」と回答しており、同社も文書照会の結果、「当時の状況を知る者も無く、関連資料も残っていないことから、当時の厚生年金保険の加入状況については確認できない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 12 月 1 日から 21 年 2 月 28 日まで
② 昭和 23 年 1 月 10 日から 24 年 4 月 30 日まで
③ 昭和 24 年 10 月 8 日から 26 年 1 月 14 日まで

私は、昭和 20 年 12 月 1 日に A 社に入社し、24 年 4 月 30 日に同社が倒産するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

また、私は、B 社の昭和 24 年 10 月 * 日の創業に参加し、C 職を担当しており、厚生年金保険の新規適用事業所の届出を同日に行い、平成 20 年 5 月に同社が倒産するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間③の厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和 20 年 12 月 1 日から A 社に継続して勤務していたとしているところ、申立人が記憶する元同僚は、「申立人は、20 年の年末ごろから勤務していた。」と証言しており、申立人が申立期間①に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、昭和 27 年 2 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、法務局によると、同社に係る商業登記の記録は確認できないとしている上、後に同社の事業主の親族が起業した D 社の事業主は、「申立期間①及び②当時の A 社における人事記録等の資料は残っていない。」と証言しており、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況が確認できない。

また、上記の元同僚は、「A 社には 3 か月ぐらいの見習い期間があった。」と証言している上、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員二人も「同社には見習い期間があった。」と証言しており、二人とも「同社には昭和 20 年 12 月ごろに入社した。」と証言しているところ、同社

での上記二人の厚生年金保険の被保険者資格取得日はともに21年3月1日であることから、同社においては、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、昭和24年4月30日までA社に勤務していたとしているが、同社は、前述のとおり既に適用事業所でなくなっており、元従業員から聞き取り調査を行っても、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について具体的な証言を得ることはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和23年1月10日に被保険者資格を喪失している記載が確認できる上、備考欄には健康保険証を返納したことを示す「証返」の記載が確認でき、記録に不自然な点は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は、昭和24年10月8日からB社に継続して勤務し、当該事業所の創業とともに厚生年金保険の新規適用事業所の届出を行ったとしているが、当該事業所の元事業主は、「申立人の主張するとおり24年10月8日に創業したが、すぐに厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

また、オンライン記録によると、B社は昭和26年1月15日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認できる上、当該事業所の厚生年金保険の新規適用と同時に被保険者資格を取得している元従業員は申立人を含め6人確認でき、そのうち聞き取り調査を行うことができた二人は、「創業からしばらくして、申立人が厚生年金保険の加入手続を行ってくれた。また、自分の記録については間違っていない。」と証言している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和26年1月15日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月から23年12月まで
② 昭和28年ごろから29年ごろまで

私は、昭和22年6月にA社に勤務したが、給料明細書などは残っていない(申立期間①)。

次に、昭和28年ごろにB社に入社したが、当時の出入り業者が所持している写真を見ると、正式には「C社」という社名であることが分かった(申立期間②)。

いずれの期間についても、勤務していたことは間違い無いので、調査の上、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が当該期間の後に勤務していたD社の元従業員二人が、「A社という会社があったことは記憶している。」と証言していることから、同社が実在したことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険適用事業所名簿において、A社が厚生年金保険の適用事業所であった旨の記載は見当たらない上、所在地を管轄する法務局に当該事業所の法人登記も無いことから、申立人が同社に勤務していたことは推認できない。

また、申立人が、A社の事務所があった場所として記憶している申立期間①当時の土地所有者は既に亡くなっており、また、近隣の者に聴取したが同社についての情報は得られなかった。

2 申立期間②については、C社に申立人を紹介したとする出入り業者が所持している家族写真から、同社が実在したこと、また、当該業者の証言から、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険適用事業所名簿において、C社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、所在地を管轄する法務局に当該事業所の法人登記も確認できない。

また、オンライン記録によると、E県下に「F社」という社名の厚生年金保険の適用事業所が実在したことが確認できるが、同社の元事業主は、「F社は、父親が創業した会社である。G県のC社のことは知らないし、家族写真（上記）には父親は写っていない。」と回答しており、申立てに係る事業所を確認できない。

- 3 このほか、H組合及び他の同業の会社に聴取しても、A社及びC社に関する証言を得られない上、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 15 日から 34 年 8 月 19 日まで
② 昭和 35 年 8 月 1 日から 37 年 1 月 21 日まで

私は、3 事業所で勤務したが、2 番目の勤務先での厚生年金保険被保険者期間だけを残して脱退手当金を受給していることになっているのはおかしい。申立期間に係る脱退手当金を受け取った記憶は無いので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務した 3 事業所のうち、2 番目に勤務した事業所（A 社）に係る厚生年金保険被保険者期間を残して、残る 2 事業所の被保険者期間のみを対象として脱退手当金が支給された記録になっているのは納得できないとして申し立てているが、申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者番号と、A 社に係る同番号は別の番号で管理されており、支給記録に不自然さはない。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人に係る記載欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていることが確認できる上、申立期間①及び②の期間を合わせた脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さは見られない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 8 月 23 日まで

私は、学校卒業後、初めて勤めたA社で仕事をしていた。空襲で会社が火の海に遭ったときに、退職金や一時金などもらえるはずがない。厚生年金手帳も会社が預かっていたので、手元には何も無いが、脱退手当金が支払われているという記録には納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記載されている被保険者のうち、オンライン記録上、脱退手当金の支給記録がある17人(申立人を含む。)について調査したところ、脱退手当金の支給決定日が同一日(昭和21年1月14日に2人、同年5月14日に7人)である事例が確認できる上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、当時の脱退手当金の支給要件の一つが「戦争終結ニ依ル事業所ノ廃止、休止又ハ縮小ニ因リ被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ」であったところ、申立人自身が事業所は空襲で無くなったと記憶しており、支給要件に合致しているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日から22年11月11日まで

私は、A社（現在は、B社）で勤務していた義兄の紹介で、昭和21年3月に同社へ入社し、仕事をしていた。23年にC社（現在は、B社）D工場へ移るまでA社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和21年3月にA社に入社したと主張しているが、同社に就職する際に世話をしてくれたとする申立人の義兄は既に死亡しており、当時の状況を確認することができない。

また、B社が保管する申立人のA社に係る「退職者整理簿」には、雇入年月日が昭和22年11月11日と記載されており、この日付は当該事業所に係る申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日である。

さらに、上記整理簿には、申立人が、申立期間とほぼ一致する昭和21年2月から22年11月までE社で勤務していた旨の記載があることが確認できるが、健康保険厚生年金保険事業所名簿において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人は、当該事業所について記憶していないとしており、申立人の申立期間当時の勤務実態を確認できない。

加えて、オンライン記録により、申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員のうち、所在の確認できた7人に照会したところ、回答があった5人は、「申立人のことは記憶に無い。」としており、申立人の申立期間における勤務実態について証言を得ることができない上、そのうちの一人は、「私は、A社で被保険者記録のある半年前から同社で勤務していたが、その半年間は、別の事業所に在籍しており、同事業所では厚生年金保険に

加入していなかった。当時、A社には、私と同じような社外工が多くいた。」と証言しており、申立人もD社に籍を置いてA社で勤務していた可能性がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月15日から42年1月5日まで

私は、技能習得のため、昭和41年2月15日から2年間の雇用契約を結び、A社で勤務した。当時、昼夜勤務し、勤務し始めて1年で資格を取得し、残り1年はお礼の意味を含め引き続き同社で勤務した。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和41年2月15日に、2年間の雇用契約でA社に入社した。」と主張しているが、雇用保険の記録によると、申立人は42年1月5日に被保険者資格を取得し、43年1月5日に離職していることが確認でき、当該記録は、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録とおおむね一致している。

また、申立人が記憶している元同僚のうちの一人は、「私は昭和40年10月に入社したが、すぐには社会保険に入れてもらえず、入れてくれないのなら辞めますと言ったところ、入社して4か月経ってから加入させてくれた。また、加入していないときには保険料を控除されなかった。」と証言しており、別の元同僚も同様の証言をしている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が記憶している元同僚6人のうちの2人について、当該事業所で勤務していたとみられる期間の一部又は全部について、被保険者記録を確認できないことから、当該事業所では、必ずしも従業員の勤務期間のすべてについて厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、A社の元事業主は既に死亡しており、同社も厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人の勤務実態及び当時の状況について

確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 16 日から 39 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 5 月 1 日に A 社に入社し、39 年 3 月に B 社に転職するまでの間、継続して A 社に勤務していたが、37 年 12 月 16 日以降の期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 5 月 1 日から 39 年 3 月に B 社に転職するまでの間、A 社に継続して勤務していたとしているところ、オンライン記録によると、同社は、38 年 2 月 15 日に C 社に名称変更していることが確認できる。しかしながら、申立人は「同社に勤務した記憶は無い。」と供述している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 37 年 12 月 16 日に申立人を含む 7 人の従業員が被保険者資格を喪失し、その時点においては元事業主のみが同社の被保険者となっていることが確認でき、その後同社が 38 年 2 月 15 日に C 社に名称変更するまでの間、新たに被保険者資格を取得している者は確認できない上、元事業主の消息も不明であるため、申立人の勤務実態及び当時の状況を確認することができない。

さらに、申立人が記憶する、申立人と同様に昭和 37 年 12 月 16 日に A 社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失している元同僚 4 人から聞き取り調査を行った結果、全員が「C 社に勤務した記憶は無い。」と証言しており、そのうち二人は、「A 社は 37 年 12 月に倒産したので、退職した。申立人が同社に勤務していたことは記憶しているが、いつまで勤務していたかは分からない。」と証言していることから、同社は、37 年 12 月において、当時勤務していた、事業主を除く従業員の被保険者資格を喪失させる届出を行ったものと考えられる。

加えて、オンライン記録により、昭和38年2月15日にA社からC社に名称変更後に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員のうち、申立期間の一部において被保険者資格を有する元従業員4人を把握し、聞き取り調査を行った結果、全員が「申立人の記憶は無い。」と証言し、そのうち、元事業主の親族二人は、「A社からC社へ名称が変更になった際に引き継がれた従業員は一人もいない。」と証言している。

このほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に不自然な点は見当たらない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年11月1日から25年9月18日まで
② 昭和25年10月6日から26年5月7日まで
③ 昭和27年1月5日から28年1月20日まで
④ 昭和28年12月1日から29年2月28日まで
⑤ 昭和29年4月1日から同年8月23日まで

厚生年金保険の記録のある会社に関して、脱退手当金をどれも受け取った覚えは無い。最後のA社を昭和29年8月に辞めて脱退手当金を受給したことになっている34年5月まで、約4年も経ってから脱退手当金を受給しているということに納得できない。調査の上、厚生年金保険の記録を訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、脱退手当金を支給した旨が記載されているほか、給付記録欄には支給金額、資格期間(申立期間①から⑤まで)及び支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、脱退手当金の支給額には計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定当時(昭和34年5月25日)は通算年金制度創設(36年)前であり、年金を受給するためには厚生年金保険に20年加入する必要があることから、A社を退職した時点で厚生年金保険の加入期間が約4年であり、その後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することについての不自然さはいかたがえず、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 7 月 1 日から 23 年 10 月 1 日まで

私はA社が閉鎖になることに伴い、同社を退職後、B社の退職者と併せて、15人程度でC社D支店を開設した。C社が昭和21年7月11日付けで発行した辞令もあり、在籍していたことは間違いが無いのに、年金加入記録が欠落していることに納得できない。調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

C社が発行した申立人に係る辞令から、申立人は、昭和21年7月11日から同社D支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人及び元同僚（C社E支店に勤務）が同社D支店に在籍していたと記憶している、複数の元同僚は、厚生年金保険被保険者記録に、全員、同社D支店に勤務していた期間の同記録を確認できない。

また、健康保険厚生年金保険事業所名簿でも、C社D支店が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

さらに、C社に係る閉鎖登記簿謄本によると、同社D支店が昭和21年5月1日に、同社E支店が同年5月27日に、同社F支店が同年11月19日に、それぞれ設立されていることが確認できるものの、オンライン記録によると、同社E支店のみが22年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、上記のとおり、同社D支店のほか、同社F支店も厚生年金保険の適用事業所であったと確認することができない。

加えて、C社は既に廃業しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない上、同社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から所在の確認ができた元同僚9人に照会し、7人から回答を得たものの、申立人の同社D支店における勤務実

態、及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことについての証言や証拠を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月 21 日から 49 年 6 月 7 日まで
② 昭和 55 年 6 月 14 日から 58 年 6 月 ごろまで

昭和 46 年 1 月 6 日から A 社に 3 年ほど勤務したはずなのに、年金記録において 22 か月の空白期間がある。また、代表取締役として勤務した B 社においては、商号変更後の C 社においても、引き続き 3 年ぐらい厚生年金保険に加入していたと思うのに、年金記録が欠落している。受給資格期間を満たしていないので、調査して訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①において、A 社に勤務していたと主張しているが、雇用保険の被保険者記録によると、昭和 46 年 1 月 6 日に資格取得、47 年 8 月 20 日離職と確認でき、厚生年金保険の被保険者記録及び厚生年金基金の加入記録と一致している。

また、申立期間①に、A 社において厚生年金保険被保険者記録を有し、所在が確認できた 30 人に、申立人の厚生年金保険の加入状況等について照会し、16 人から回答があったものの、そのうち二人は、「申立人は、私が退職した昭和 48 年 2 月 20 日以前に退職して店を開業したと記憶している。」、「私が退職した 48 年 6 月 20 日には、申立人はいなかった。」とそれぞれ証言している。

さらに、申立人が申立期間①において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、当該事業所は D 社に合併された後解散しており、当時の役員の所在も不明であるため、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び当時の状況を確認することができない。

申立期間②について、申立人は、「B 社が商号変更した後の C 社においても

厚生年金保険に加入していた。」と主張しているが、オンライン記録によると、B社は、申立人の同事業所における被保険者資格の喪失日である昭和55年6月14日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、健康保険厚生年金保険事業所名簿においてC社の事業所名は確認できず、当該事業所は適用事業所ではなかったことが認められる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和55年6月14日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同原票の被保険者証交付等記録欄には、被保険者資格の喪失時に健康保険証が社会保険事務所（当時）に返却されたことを意味する「返納」の記載が確認できる。

さらに、市役所によると、申立人は、申立期間②を含む昭和55年6月14日から現在に至るまで、同市の国民健康保険の被保険者であるとしている。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から30年5月31日まで
A社(現在は、B社)の臨時雇いとして三交替勤務をしていた。社会保険に加入するという入社条件だったので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、臨時雇いとしてA社で勤務していたと主張しているが、B社は、「臨時的な雇用の従業員の人事記録は保管しておらず、当社で保管している関係資料にも申立人の記録は無い。」と回答しており、申立人がA社に在籍していたことを確認することができない。

また、昭和29年にA社に入社した元従業員3人は、「申立人のことを覚えていない。私自身は正社員として入社したが、当時、臨時工は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しており、そのうちの一人(厚生年金保険被保険者資格取得日は同年8月21日)は、「私は同年1月26日に入社したが、最初の半年間は教育期間で、臨時工扱いであった。その期間については、厚生年金保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

これらのことから判断すると、A社において臨時雇いであったと供述している申立人は、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険番号の欠番は無く、申立人に係る記録が欠落していることをうかがわせる不自然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月15日から34年5月1日まで

私は、A社（現在は、B社）に、昭和27年に入社してから平成5年に退社するまで継続して勤務していた。給与明細書は残っていないものの、給与から社会保険料を控除されていたことと、健康保険証を所持していたことは記憶にあるので、厚生年金保険の加入期間に空白があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録によると、昭和27年9月1日に資格取得、平成5年8月15日離職となっている上、B社も、この間、申立人が継続して勤務していたとしており、申立人が、申立期間においてA社で勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和31年9月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、その後34年5月1日にC社として新たに適用事業所となっていることから、申立期間において当該事業所は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和31年8月1日に従業員の一部が被保険者資格を喪失したことにより被保険者数は4人となり、その後、同年9月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており（全喪）、この時点では、当時の厚生年金保険の適用条件（従業員5人以上）に該当しなくなったことが確認できる上、それまで被保険者であった従業員二人は、申立人と同様に、34年5月1日に、C社において厚生年金保険被保険者資格を再取得していることが確認できる。

さらに、申立期間（一部の場合も含む。）においてA社で勤務していた元従業員に対して文書照会したが、回答があった13人全員が申立期間に係る給料

明細書を所持していない上、13 人のうち 2 人に申立期間当時に給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかを聴取したが、二人とも「記憶していない。」と証言しており、同社も文書照会の結果、「関連資料が残っていないことから、当時の厚生年金保険の加入状況等については確認できない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月上旬から30年9月下旬まで

私は、昭和29年3月に短期大学を卒業したのと同時に、指導教授の推薦でA社に入社した。給与から厚生年金保険料を控除された具体的な記憶は全く無く、健康保険証の交付を受けた記憶も無いが、どうして申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いのか疑問なので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間当時に被保険者であったことが確認できる者をすべて記憶していることから、申立人が申立期間当時に同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該元同僚のうちの3人が、「申立人は新卒入社であったので、昭和29年4月から勤務していたはずだが、退職の時期までは覚えていない。」と証言しており、申立人の勤務期間が特定できない。

また、当該元同僚3人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、それぞれが記憶する自身の入社日より4か月から9か月後であることが推認できることから、申立期間当時、A社では、必ずしもすべての従業員について、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられるところ、当時の事業主及び経理担当者は既に死亡しており、厚生年金保険の加入手続及び給与からの厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

このほか、被保険者名簿を見ても健康保険番号には欠番が無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかが

わせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。